

会津若松地方広域市町村圏整備組合 公告第15号

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の6及び会津若松地方広域市町村圏整備組合財務規則(平成20年規則第4号)第115条の規定に基づき、次のとおり制限付一般競争入札について公告する。

平成22年1月18日

会津若松地方広域市町村圏整備組合 管理者 菅 家 一 郎

| | | |
|---|------------------------|--|
| 1 | 工事番号 | 環第19号 |
| 2 | 工事名 | ごみ焼却施設混練成形機等修理工事 |
| 3 | 工事場所 | 会津若松市 神指町大字南四合字深川西 地内 |
| 4 | 工種 | 機械器具設置 |
| 5 | 工事の概要 | 1. ごみ焼却施設混練成形機(1・2号)シュートの修理工事 2. 沈殿灰移送コンベヤのチェーン取替工事 3. ろ液移送配管の修理工事 |
| 6 | 工事期間 | 契約締結の日から平成22年3月8日(月) |
| 7 | 予定価格 | 2,975,700円(消費税及び地方消費税込み) |
| 8 | 低入札価格調査 | 地方自治法施行令第167条の10第1項の規定に基づき、本契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められる場合の基準となる価格(以下「調査基準価格」という。)を下記のとおり設定している。調査基準価格を下回った入札を行った者は、入札参加資格審査終了後に、組合の行う事情聴取に協力すること。また、失格基準価格を下記のとおり設定している。この価格を下回った入札を行った者は失格となる。 |
| | ① 調査基準価格の設定 | 調査基準価格率の基礎数値 0.824 調査基準価格は、調査基準価格率の基礎数値に開札時に代表者のくじ引きにより決定される0.000から0.009までのいずれかの数値(0.000に0.001を順次加えた数値)を加算して得られた数値(以下「調査基準価格率」という。)を予定価格に乗じて得た額(千円未満切捨)とする。 調査基準価格 = 予定価格 × (調査基準価格率の基礎数値 + (0.000~0.009の数値)) |
| | ② 低入札価格調査における失格基準価格の設定 | 失格基準価格は、入札額(消費税及び地方消費税込み。以下同じ。)の低い順に5者(入札参加者が5者に満たない場合は全ての参加者。ただし、入札参加資格要件のうち業者登録要件、工種登録要件及び地域要件を満たさないため入札無効となることが判明した者並びに入札書又は価格内訳書の不備により入札無効となる者並びに入札額が予定価格を超過した者を除く。)の入札額の平均値に0.9を乗じて得た額(千円未満切捨)とする。ただし、失格基準価格が、調査基準価格以上の場合は調査基準価格を失格基準価格とし、失格基準価格が、予定価格に調査基準価格率から0.05を減じて得た数値を乗じた額(千円未満切捨)以下の場合はこの額を失格基準価格とする。 失格基準価格 = 入札額の低い順に5者の平均額(税込) × 0.9 ただし、予定価格 × (調査基準価格率 - 0.05) ≤ 失格基準価格 ≤ 調査基準価格の範囲内 |
| 9 | 入札参加資格要件 | 入札に参加できるのは、入札時において次の①から④に掲げる要件をすべて満たしている者とする。 |
| | ① 名簿登録 | 会津若松地方広域市町村圏整備組合又は構成市町村入札参加資格者名簿に登録されていること。 |
| | ② 登録内容 | 本組合又は構成市町村に機械器具設置の工種登録のある者 |
| | ③ 地域要件 | 管内業者であること。 |
| | | 管内業者とは、管内(会津若松市、磐梯町、猪苗代町、会津坂下町、湯川村、柳津町、三島町、金山町、昭和村、会津美里町)に本社若しくは本店を有するもの。 |
| | ④ 建設業の許可等 | 建設業法(昭和24年法律第100号)第3条第1項による許可を受けていること。 |

| | | | |
|----|-------------|---|---|
| | ⑤ | 技術者の配置 | この工事に対応する資格を有する技術者を主任技術者として施工現場に専任で配置できること。 |
| | ⑥ | 資格総合点数 | 資格総合点数を有するもの。 資格総合点数とは、建設業法に規定する経営事項審査の該当業種の総合評定値 |
| | ⑦ | 構成市町村及び会津若松地方広域市町村圏整備組合工事指名競争入札参加者指名停止基準に基づく指名停止期間中でないこと。 | |
| | ⑧ | 組合発注の工事等の契約締結日に市町村税の未納が確認された者については、当該契約締結日の翌日から起算して1月以上経過していること | |
| | ⑨ | 工種別手持工事件数 | 組合発注機械器具設置工事の手持工事件数が4件以内であること。(指名競争入札による工事、随意契約による工事、及び予定価格130万円以下の工事を除く。) |
| | ⑩ | 総手持工事件数 | 組合発注の工事の総手持工事件数が9件以内であること。(指名競争入札による工事、随意契約による工事、及び予定価格130万円以下の工事を除く。) |
| | ⑪ | 工事施工実績 | 同種工事の施工実績を有すること。 |
| | ⑫ | 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しないこと。 | |
| | ⑬ | この案件に参加する他の入札参加者と資本関係又は人的関係がないこと。 | |
| 10 | 入札参加の申込 | | |
| | ① | 提出書類 | 制限付一般競争入札参加申込書(指定様式) |
| | ② | 提出方法 | 指定様式によりFAXで送信すること。なお、送信後は確認のために電話連絡をすること。 |
| | ③ | 提出先 | 会津若松地方広域市町村圏整備組合 事務局 総務課 総務係 電話0242-24-6311 FAX0242-24-6313 |
| | ④ | 入札参加申込期間 | 平成22年1月18日(月)から平成22年1月22日(金)まで (土・日・祝日を除く毎日、午前8時30分から午後5時15分まで) |
| 11 | 設計図書の閲覧 | | |
| | ① | 閲覧場所 | 会津若松地方広域市町村圏整備組合 環境センター 住所 会津若松市神指町大字南四合字深川西292番地2 電話 0242-27-9004 |
| | ② | 閲覧期間 | 入札参加申込期間内とする。 |
| 12 | 設計図書の貸出 | 設計図書については、希望者に貸出する。(場所は閲覧場所と同じ) 希望者は貸出申請書(指定様式)により申請する。 | |
| 13 | 設計図書等に対する質問 | | |
| | ① | 質問方法 | 本工事に関する質問は、原則として質問書(指定様式)によりFAXで送信すること。なお、送信後は確認のために電話連絡すること。 |
| | ② | 質問書送付先 | 会津若松地方広域市町村圏整備組合 環境センター 電話0242-27-9004 FAX0242-27-9005 |
| | ③ | 質問期限 | 平成22年1月20日(水) 午後3時00分まで |
| | ④ | 質問に対する回答 | 質問書の回答は、後日すみやかに質問者にFAXで回答する。 |
| 14 | 入札方法 | | |
| | ① | 提出書類 | 入札書及び価格内訳書(指定様式) 入札書及び価格内訳書は、封筒に同封し、封印(裏面に割印)すること。また、入札書記載金額(税抜き)と価格内訳書の合計金額は一致すること。 |
| | ② | 入札方法 | 直接入札 |
| | ③ | その他 | 代理人入札の場合は、委任状を持参すること。 |
| 15 | 入札(開札)日時等 | | |
| | ① | 入札(開札)日時 | 平成22年1月25日(月) 午前11時00分 |
| | ② | 開札場所 | 会津若松地方広域市町村圏整備組合 事務局 3階会議室 住所 会津若松市中央三丁目10番12号 電話 0242-24-6311 |

| | | |
|----|----------|--|
| 16 | 入札回数 | 初度のみの1回とする。 |
| 17 | 入札保証金 | 免除 |
| 18 | 入札参加資格審査 | 入札終了後、資格審査の対象となった落札候補者については、審査関係書類(入札参加資格審査調書及びその他必要な書類)の提出についてファックスにより通知する。落札候補者は、通知後2時間以内に当該書類をファックスにより組合に提出し、到着の有無を総務課総務係に確認すること。なお、落札候補者が、組合が定める方法により提出期限までに当該書類を提出しなかった場合は、当該入札は無効となるので注意すること。 |
| | | 会津若松地方広域市町村圏整備組合 事務局 総務課 総務係 電話0242-24-6311 FAX0242-24-6313 |
| 19 | 入札の無効 | |
| | ① | 本公告に定める入札参加資格に必要な資格のない者のした入札 |
| | ② | 地方自治法施行令第167条の4第2項各号に該当すると認められた者のした入札 |
| | ③ | その他、入札条件又は組合において特に指定した事項に違反した入札 |
| 20 | 契約事項 | 会津若松地方広域市町村圏整備組合財務規則及び会津若松地方広域市町村圏整備組合工事請負契約規程並びに会津若松地方広域市町村圏整備組合工事請負契約約款に基づき契約締結する。 |
| 21 | 契約保証金 | 契約を締結しようとする者は、会津若松地方広域市町村圏整備組合財務規則第104条の規定により、請負代金または契約代金の額の100分の10以上の額の契約保証金を納付、または契約保証金に代わる担保として有価証券または債務の不履行により生ずる損害金の支払を保証する銀行、管理者が确实と認める金融機関または保証事業会社(公共工事の前払金保証事業に関する法律第2条第4項に規定する保証事業会社をいう。)の保証に係る証書を提供しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、これを免除する。 |
| | ① | この契約による債務の履行を保証する公共工事履行保証保険契約を締結している場合 |
| | ② | この契約による債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約を締結している場合 |
| | ③ | 請負代金額が300万円未満の工事請負契約で、会津若松地方広域市町村圏整備組合財務規則第102条第1項第4号の規定に該当する場合 |
| 22 | その他 | |
| | ① | 当該入札において事故が起きたとき及び不正な行為があると認めるとき、その他入札が執行できない事由が生じたときは、入札を中止または延期する場合がある。 |
| | ② | 近接工事のある者が落札した場合は、間接費の調整(工事請負額の減額変更)を行う。 |
| | ③ | 当該入札においては、会津若松地方広域市町村圏整備組合入札心得を熟知のうえ入札に参加すること。 |
| | ④ | 入札結果(落札業者、落札金額等)については、会津若松地方広域市町村圏整備組合のホームページ(http://www.aizu-kouiki.jp/)において閲覧が可能です。 |
| | ⑤ | なお、不明な点については、会津若松地方広域市町村圏整備組合 総務課 総務係 にお問合せください。 電話0242-24-6311 FAX0242-24-6313 |